# 地方空港等受入環境整備事業費補助金 (空港業務体制強化支援事業) Q&A

### ●本事業全般について

	<b>やず木上版に 20・C</b>		
	Q	A	
1	補助を受けるためには今年度実施することが必要か。次年度に跨る事業については対象とならないのか。	原則として、令和6年度中に交付決定・事業実施・事業完了する必要があります。	
2	予算は次年度に繰り越されないのか。	令和5年度補正予算(繰越分)については、令和7年度に繰り越すことはできません。 令和6年度予算については、現時点で確約されるものではありません。	
3	既に実施済みの事業について補助対象となるのか。	交付決定以前に契約等が行われているものは補助対象外となります。 補助対象事業は、交付決定以後の申込・契約等により開始されるものに限ります。 なお、交付決定前に契約予定先と調整等を進めることは差支えありません。	
4	「インバウンド誘致」が補助要件の一つと認識しているが、「インバウンド誘致」の 定義は国際線の就航が必須なのか。	現時点において国際線の就航が無い空港は、今後国際線の就航に向けて実施する事業であれば対象になり得ます。 また、国際線の就航が見込まれない空港であっても、他空港経由でインバウンドを取り込む空港として、「国際線が就航する空港が所在する地方自治体、観光協会等と協調してインバンド施策を講じていることを証する資料」を提出いただければ、対象になり得ます。 なお、単純な定期便との比較が困難なことから、単純に自空港を経由地としたインバウンドは対象外とみなします。	
5	国の他の補助金を受けている場合、本事業の補助は受けられないのか。	国による固有の補助金等の給付を既に受けている、受けることが確定している、又は他に補助申請 を行っている場合には、原則として本補助金の対象にはなりません。	

## ●補助対象事業者について

	Q	A
1	訪日誘客支援空港に認定されていない地方空港も対象となりますか。	
2	グラハン会社について、委託先も含め対象となるのか。	
3	ランプ構内のバス事業者、ケータリング会社、貨物上屋会社、給油事業者は対象か。	対象となります。
4	保安検査会社・警備会社は対象か。	
5	航空専門学校は補助対象となるか。	
(	補助対象事業者について「本邦航空会社」とあるが、これは外国航空会社は補助対象事業者は含まれないのか。	外国航空会社は補助対象外となります。 また、処遇改善等において、補助事業者が第三者へ間接補助を行う場合も、第三者が外国航空会 社であれば同様に補助対象外です。
7	対象事業者に含まれない事業者はどんな事業者か。	例えば、タクシー・レンタカー会社や空港内テナント事業者は対象外です。

8 空港WGに参加していない事業者も補助対象となるか。 空港WGに参加し、計画策定の議論に加わっていただくことが必要となるため、対象外です。
--

# ●補助要件(空港WG・計画作成等)・申請手続きについて

Q	Α
	空港管理者(・空港運営権者)、航空局、都道府県、航空・空港関係事業者等により構成される空港 毎の会議体(例:空港WG)において、計画を作成し、議決を受けることが要件となります。(HPに掲載の要綱概要 参照)
補助申請に係る要件・手続きはどうなっているのか。	その上で、その計画に位置付けられた事業について、事業主体が地方航空局に申請いただくようお願いいたします。 必要な申請書類については、補助要綱等をご確認ください。
空港WGはどこが立ち上げを行うのか。	空港管理者や空港運営会社がWGの設置をすることになるが、当該補助事業の活用を希望する事業者においては、空港管理者や空港運営会社にWG設置について働きかけを行っていただきますようお願いいたします。
空港WGで作成する計画はどこがとりまとめるのか。	空港管理者や空港運営会社が計画のとりまとめをすることを想定しておりますが、地域の実情に応じ、他の構成員がとりまとめを行っていただくことも妨げません。
地方自治体が管理する地方管理空港においては、空港事務所がない空港も存在するが、空港WGの必要構成員である「航空局」はどこが参加するのか。	地方航空局から現地又はオンラインで参加することを想定しております。 事務所がない空港におかれましては、管轄の地方航空局までご連絡ください。
空港WGの必須構成員に「都道府県」とありますが、全空港において必須なのでしょうか。必須である場合、どの立場の都道府県職員を想定しているのか。	全空港において必須です。 参加する職員の立場の指定は特段ございません。
既存の会議体がある場合、それを活用して計画策定することは可能か。	既存の会議体で、要綱に規定した空港WG必須構成員が参加していれば、可能です。
人材確保事業等を複数空港で実施する場合、各空港毎に計画を策定する必要があるのか、あるいは空港WGを共同で設置して計画を策定することは可能か。	①空港WG毎において計画を策定し、それぞれで議決 ②空港WGを共同開催し、そこに複数空港の関係者が集まり、計画を策定し、議決 のいずれでも構いません。 いずれにせよ、空港WGの必要構成員に漏れがないようにご注意ください。
	以下の4項目を必ず記載するようにお願いいたします。記載イメージについては、HPに掲載の資料をご参照ください。
計画に必ず記載すべき内容はなにか。	①計画の目標 ②計画の目標を達成するために必要な事業 ③②の事業の効果の把握及び評価に関する事項 ④その他必要な事項
本補助金を活用するにあたって、採用活動による結果や業務効率化の結果について求められるのか。	空港WGで策定する計画の中の目標(KPI)として設定していただくことになります。
	するが、空港WGの必要構成員である「航空局」はどこが参加するのか。 空港WGの必須構成員に「都道府県」とありますが、全空港において必須なのでしょうか。必須である場合、どの立場の都道府県職員を想定しているのか。  既存の会議体がある場合、それを活用して計画策定することは可能か。  人材確保事業等を複数空港で実施する場合、各空港毎に計画を策定する必要があるのか、あるいは空港WGを共同で設置して計画を策定することは可能か。  計画に必ず記載すべき内容はなにか。  本補助金を活用するにあたって、採用活動による結果や業務効率化の結果につ

10 完了実績報告書はいつまでに提出すればよいのか。

補助対象事業の完了の日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日の<u>いずれか早い日</u>までに 所定の様式による報告を行ってください。

なお、事業完了日の判断として、事業完了・支払の双方が完了した日となります。

※事業完了日を誤認する事例が多々見られますので、判断に迷いが生じた場合は速やかにご相談願います。

	●その他		
	Q	A	
	総事業費、または補助金の上限額はあるのか。	いずれも上限額の設定はありませんが、予算の範囲内の対応となります。	
2	交付申請または交付決定時に地方公共団体の予算が確保されている必要があるのか。要求段階でもかまわない場合、R6補正予算での要求が必要か。	交付申請時点で予算化されていることは条件としていません。他方、地方公共団体で使用(予定)される予算については報告する必要があります。	
;	補助事業を中止する場合は、どのように行えばよいのか。	補助事業の中止等を行う場合は、所定の様式による補助対象事業中止申請書をご提出いただき、中止の承認を受けていただくようお願いいたします。この場合、補助金の支払いはできませんので、ご注意ください。	
4	取得財産等は具体的にどのようなものか。また、取得財産に係る帳簿等の管理は必要か。	取得財産等は、資産として会計処理するホームページのほか、業務効率化、職場環境改善及び敷材の共有化・共用化事業により導入・整備が行われるものとなります。これらについては、特別の帳簿を備え、その取得し、又は効用の増加した時期、所在場所等に関する状況が明らかになるように整理・保存をお願いいたします。また、必要に応じてご報告をお願いする場合があります。	
į	補助金を活用して施設・設備を整備した場合、財産の処分に制約(10年など)があるのか?	本事業により取得した財産等については、国土交通省告示において、財産種別毎に一定期間の保存が定められています。 当該期間を経過する前に処分等を行った場合は、補助金の返還の対象となりますのでご注意ください。	
(	採択は申請の受付順か。早く申請した方が有利になるか。	申請は受付順ではありません。国土交通省において審査の上、事業目的との整合性を勘案し、採 択します。	
-	補助に係る募集は1回限りか。	当該事業は予算が無くなり次第終了します。予算の状況次第で追加募集を行う可能性もありますが、可能な限り本募集で申請いただくことをおすすめします。	
{	採択審査はどのように実施されるのか。	本省及び地方航空局等で、事業内容を審査の上、採択する事業を決定します。 なお、予算額の上限を超える申請があった場合、地方公共団体等において、インバウンド需要回復 に向けた空港受入環境整備に資する取組や支援を実施している空港について優先的に採択を行い ます。	
(	優先的に採択を行ってもらうためには、地方公共団体で当該受入環境整備事業 を実施することが必須であるのか。あるいは、独自の支援策の実施でも優先的に 採択されるのか。	インバウンド需要回復に向けた取組と認められる施策であれば、優先採択の対象となり得ます。	

## 地方空港等受入環境整備事業費補助金 (空港業務体制強化支援事業<人材確保・業務効率化の推進>) Q&A(時点)

(空港業務体制強化支援事業<人材確保・業務効率化の推進>) Q&A(時点)			
●人材確保に係る事業について			
Q	A		
国内人材のみでは担い手が確保できないことから、特定技能で海外人材の受入を行う場合、受入に係る経費(特定技能試験費用、受験料等)は対象となるか。	外国人材の受入に係る経費については対象外です。		
2 採用に係るHPについて、保守費用も補助の対象となるのか。	サイト作成に伴って今年度生じるコストは対象ですが、その他の経費(構築済みのHPのランニングコスト等)は対象外です。		
採用募集サイトの利用料や登録費用、新聞等への求人広告費、採用説明会の会 3 場費・パンフレット作成経費、自社HPの採用に係る部分のHP作成費用などは対 象となるか。	いずれも補助対象です。		
4 グラハン業務見学会を実施した場合、ランプ見学(貸切バス代)に要する経費も補助対象となるか。	採用活動に要する経費と整理できるものであれば補助対象となりえます。 いずれにしても、空港WGにおいてよく議論頂きますようお願いいたします。		
●業務効率化の推進に係る事業について			
Q	A		
業務の効率化に資する機器の導入について、導入済みの機器の更新・増設が補助対象事業に含まれるのか。	導入済みの機器の単純更新は対象外ですが、増設や業務の機能強化に資する更新に要する経費 については対象です。		
2 省人化に関わる清掃ロボットの導入などは、グラハンではなく空港会社の省人化に繋がるものとなるが、今回の補助金の対象となるのか。			
国際線再開にあたり必要となる外貨の両替機を新たに空港内に設置しようと考えているが、今回の補助金の対象となるか。	補助対象です。		
4 旅客ハンドリングにおいて外国人のお客様とのコミュニケーションが取れないので 翻訳機の導入を検討しているが、その際の費用は補助対象となるのか。			
5 アプリの使用制限をかけたPCやタブレットの導入は補助対象となるのか。	業務効率化に資する機能を有した機器であれば補助対象となりえます。		
6 免税店用の翻訳機器の導入を検討しているが、補助対象となるか。	空港会社直営の免税店であれば、補助対象となりえます。		
7 車両用の自動開閉ゲートの導入は補助対象となるのか。	施設整備にかかる費用は補助対象となりません。		
8 ラウンジのマンニング不足への対策の一環として、ロボットを導入するが、そのランニングコストは補助対象となるか。	ランニングコストは補助対象とはなりません。		